

未来につなげる少子化対策調査事業業務委託仕様書

1 業務の目的

合計特殊出生率が1.8を超えることを目指して、外部有識者を交えた研究会の開催や市町村ごとの少子化要因の見える化を図ることで、本県の現状分析や今後の対策を検討し、少子化対策の再構築を図る。

2 業務の名称

未来につなげる少子化対策調査事業

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月19日（火曜）まで

4 業務委託の内容

第1の目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

(1) 外部有識者による研究会（一部委託）

外部有識者による研究会を開催し、本県の少子化に関する分析や、現在の取組の検証、新たな施策の提言等を行う。（全5回程度を想定）

① 研究会の開催支援

本県の少子化に関する現状分析資料の作成、会議の記録及び提言のとりまとめを行う。

② 外部有識者の選定支援

県外の外部有識者（少子化対策に造詣の深い大学教授、人口減少問題を分析する研究者等3名程度）について提案を行う。

なお、選定にあたっては、委託業者の意見を参考に県が決定する。

※県・委託業者それぞれの業務内容

県	委託業者
○研究会の運営全般 ○外部有識者の選定・連絡調整 ※外部有識者の謝金、旅費は県が負担	○研究会の開催支援 ・研究会出席 ・本県の少子化に関する分析資料の作成 ・会議の記録 ・外部有識者の提言をとりまとめ、県への提言案を作成 ○外部有識者の選定支援 ・県外候補者（3名程度）の提案

(2) 少子化要因「見える化」ツールの策定（委託）

合計特殊出生率の分析を通して、本県の少子化の現状分析を行うとともに、市町村ごとの少子化要因「見える化」ツールを策定する。

ツールの策定にあたっては、国の「少子化対策地域評価ツール」も参考に、本県の特性にあったものとする。

① 見える化分析の実施

・ 分野の選定及び指標の収集

少子化に影響を及ぼす複数の分野を選定するとともに、地域特性の見える化を図るため、各分野についての客観的な指標の収集（県内26市町村全て）を行う。

なお、指標の選定にあたっては、公表されているデータのほか、市町村へのヒアリング等を実施し、本県の少子化に影響を及ぼすと考えられる指標を選定すること。

・ 出生率（出生構造）と分野及び指標の因果関係の検証

少子化に影響を及ぼす複数の分野及び選定した指標について、県内市町村の合計特殊出生率と因果関係があるか検証を行う。検証の結果、因果関係がみられない場合はその対策を講じること。

・ 指標のスコア化

合計特殊出生率との因果関係がみられる指標について、県内市町村ごとに効果的な統計手法を用いてスコア化を行う。

② 子育て環境を「見える化」する資料の作成

・ 本県の少子化実態分析及び「見える化」の意義等の解説

「見える化」資料の作成にあたっては、他都道府県との比較も踏まえ、本県の少子化の実態分析を行う。あわせて「見える化」の意義等について解説を作成すること。

・ 市町村の子育て環境充実度の「見える化」資料の作成

①の見える化分析の結果を踏まえ、市町村ごとの子育て環境充実度を分かりやすく「見える化」した資料を作成する。作成にあたっては、レーダーチャートを用いるなど、デザインや表現を工夫すること。また、県及び市町村がツールを活用してデータの更新が行えるよう、活用マニュアルを作成すること。

・ 資料の見方、データ編等の資料の作成

資料の見方、「見える化」ツールを作成するにあたって収集したデータについて添付する。

5 成果品等の納入場所

事業完了後、次に掲げる成果品を提出すること。

なお、成果品の取りまとめにあたっては、宮崎県と十分な調整を行うこと。

(1) 子育て環境充実度「見える化」する資料（30部）

(2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料一式

(3) 上記(1)(2)に係る電子データ

6 委託事業に関する経費の管理等

(1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。

ア 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費

イ 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）

ウ 団体等へ加入するための負担金

エ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

(2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

ア 金銭出納簿等の会計関係帳簿

イ 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類

ウ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

エ その他、協議の上、必要と認められる書類

7 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項については、県との協議の上、決定する。

また、委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判をうけることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のため、一切の責任を負わないものであること。